

【事前案内】

令和8年度 扶養調査（再認定）について

健康保険法施行規則第50条及び厚生労働省通知に基づき、毎年10月に被扶養者の方が扶養の要件を満たしているか確認をしています。

当組合では扶養調査システムを利用し、必要書類等をご提出いただいています。

こちらの案内は、収入要件や扶養調査の際に提出いただく書類の確認のためにご利用ください。

調査の対象者の方には10月下旬に別途ご案内いたします。

目次

概要

扶養調査開始前のご案内・・・P.3

被扶養者の範囲について・・・P.4

収入要件について・・・P.5

収入確認「同居」の場合・・・P.6

収入確認「別居」の場合・・・P.7

被扶養者の年収が収入要件を超えている場合・・・P.8

提出書類

別居の場合・・・P.9

配偶者・学生の子【以外】の場合・・・P.10

学生・・・P.11

無職・無収入の方・・・P.12

提出書類 年金収入がある方

年金収入がある方・・・P.13

提出書類 パート・アルバイトの方

パート・アルバイトの方・・・P.14

給与明細に氏名・勤務先の記載がない場合・・・P.15

WEBやアプリで支給額を確認している場合・・・P.16

給与明細が発行されない場合・・・P.17

提出書類 その他収入がある方

自営業・個人事業主・フリーランス・・・P.18

雑所得や株の売買による収入がある方・・・P.19

動画配信サービスやSNS等の収益がある方・・・P.20

確定申告をしている方の経費について・・・P.21

傷病手当金・出産手当金・雇用保険受給中の方・・・P.22

扶養調査開始前のご案内

概要

10月中旬から始まる扶養調査についてご案内いたします。今回のご案内は、収入要件や扶養調査の際に提出いただく書類を確認していただくためのものです。内容をご確認いただき、扶養調査の際はご対応をお願いいたします。

調査の対象となる方は、**令和8年3月31日までに扶養追加された方のうち、高校生を除く18歳以上の被扶養者の方**です。対象者については、扶養調査開始時に事業所を通してご連絡いたします。対象の方へ扶養調査開始時に、必要書類や扶養調査システム操作の注意点等について再度ご案内を送付いたします。

【年金収入がある方・就業している方はご注意ください！】

今年度は、賃金・物価スライドの影響で、年金額が上昇しています。年金受給中の方には原則、毎年6月に年金通知がご自宅に届きますので、税金・社会保険料を控除する前の額をご確認いただき、**年間180万円（月15万円）以上※**の場合はすみやかに扶養削除のお手続きをお願いいたします。**令和8年4月1日付け扶養削除**となります。

※年間180万円未満の方でも、被保険者の収入の2分の1を超える場合は扶養削除のお手続きが必要です。

また、ご家族が就職や収入増加等によりお勤め先の健康保険に加入した際は、扶養削除のお手続きが必要です。手続きが済んでいない方は、至急お手続きが必要となりますので、事業所ご担当者様へお申し出ください。

被扶養者資格の要件を有しなくなった事実が判明した場合は、原則、事実の発生日を確定できるときはその日、確定できないときはその事実が判明した日をもって被扶養者の資格を取り消すものとされています。

※収入確認書類等は、10月または11月の時点で最新のものを提出していただきますが、複数月の提出をお願いする場合がございます。現時点で用意できるものがございましたら、調査開始まで保管をお願いいたします。

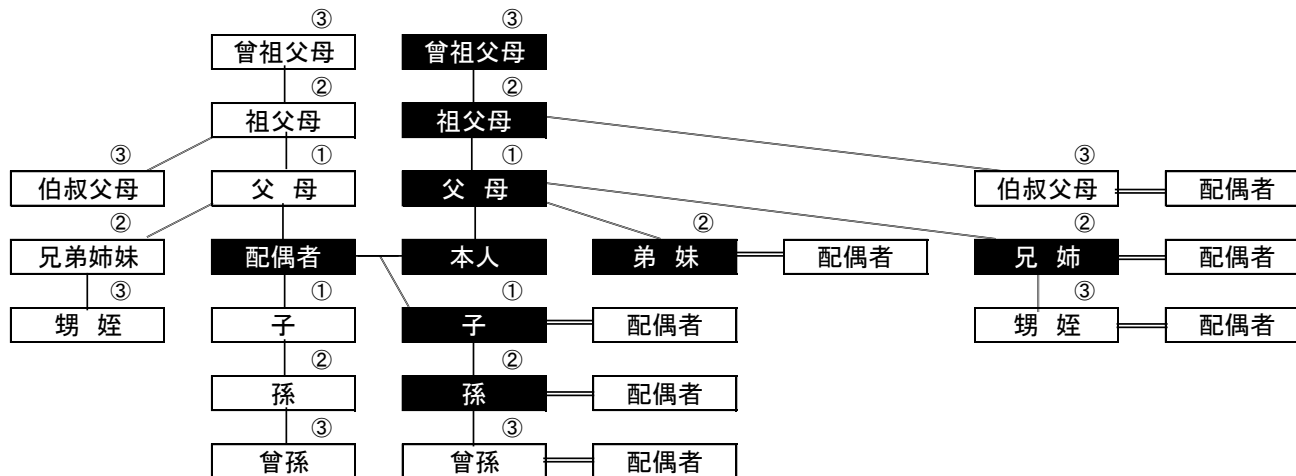
被扶養者の範囲について

概要

原則として、日本国内に住所を有する以下の親族が対象となります。

- ①被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫、兄弟姉妹
- ②被保険者の三親等内の親族、配偶者の父母及び子

被扶養者の範囲



右肩の数字は親等を示し、主として被保険者により生計を維持し、かつ黒刷り以外のものについては、被保険者と同一世帯に属していることを必要とします。

収入要件について

概要

同居の方は①②どちらも、別居の方は①②③全ての要件を満たすと被扶養者として認められます。

①被保険者の収入の1/2未満の収入であること

被保険者の収入は、標準報酬月額×12か月で見えています。前年に賞与が支給されている場合は、標準賞与額と合算した額を年間収入としています。

②年間130万円未満（月108,333円未満）※であること

※60歳以上の方・障害年金受給中の方は180万円未満（月15万円未満）

※配偶者を除く18歳以上23歳未満の方は150万円未満（月12,5万円未満）

★パート・アルバイトの方は総支給額、個人事業主の方は健保組合で認める経費を差し引いた収入を確認しています。

③別居の場合は被保険者の仕送りより少ない収入であること

収入確認 同居の場合

概要

被扶養者の年収が130万円未満※で、かつ被保険者の年収の1/2未満ですか？

※60歳以上の方・障害年金受給中の方は180万円未満

※配偶者を除く18歳以上23歳未満の方は150万円未満

はい ➡

職業・続柄に応じて下記必要書類をご用意ください。

- 配偶者・学生の子以外の方… P. 10
- 学生… P. 11
- 無職・無収入… P. 12
- 年金受給者… P. 13
- パート・アルバイト… P. 14~17
- 自営業・個人事業主・フリーランス… P. 18・P. 21
- 株や雑所得による収入がある方… P. 19・P. 21
- 動画配信サービスやSNS等の収益がある方… P. 20・P. 21
- 傷病手当金・出産手当金・雇用保険受給中の方… P. 22

いいえ ➡

扶養削除のお手続きをお願いします。

ただし、一時的に年収が130万円※を超えている場合は、P. 8をご確認ください。

収入確認 別居の場合

概要

被扶養者の年収が130万円未満※で、かつ被保険者の仕送り額よりも少ないですか？

※60歳以上の方・障害年金受給中の方は180万円未満

※配偶者を除く18歳以上23歳未満の方は150万円未満

はい →

- ① **仕送り証明**が必要です。…P. 9 をご確認ください。
- ② **職業・続柄**に応じて下記必要書類をご用意ください。

- 配偶者・学生の子以外の方… P. 10
- 学生… P. 11
- 無職・無収入… P. 12
- 年金受給者… P. 13
- パート・アルバイト… P. 14～17
- 自営業・個人事業主・フリーランス… P. 18・P. 21
- 株や雑所得による収入がある方… P. 19・P. 21
- 動画配信サービスやSNS等の収益がある方… P. 20・P. 21
- 傷病手当金・出産手当金・雇用保険受給中の方… P. 22

いいえ →

扶養削除のお手続きをお願いします。
ただし、一時的に年収が130万円※を超えている場合は、P. 8 をご確認ください。

収入確認 被扶養者の年収が収入要件を超えている場合

概要

収入増加の原因は、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものですか？

人手不足による労働時間延長のため一時的に労働時間が増え、本来の雇用契約よりも収入が増えてしまったときは、事業主の証明を提出していただくことで、引き続き被扶養者として認定されます。

提出書類：①被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書
②同居の方は P. 6 に記載の添付書類、別居の方は P. 7 に記載の添付書類が
別途必要です。

注意点：①事業主の証明による認定は、連続して 2 年までとなっています。
②本来の雇用契約が扶養の要件を超えている場合、雇用契約内容が変わって扶養の要件を超えた場合は、この制度を利用できません。

◆詳しくはこちら https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00004.html#h2_free3 (厚生労働省HP)
※様式もこちらからダウンロードできます。

はい ➡

いいえ ➡

扶養削除のお手続きをお願いします。

別居の場合

別居している被扶養者に収入がある時は、被扶養者の収入よりも多い額の仕送りが必要です。仕送りの証明書類をご提出ください。

住民票上の住所が同じでも、居住所が違えば別居となります。

単身赴任は同居とみなします。また、別居の被扶養者が配偶者または学生の場合、収入が無ければ仕送りの証明は提出不要です。

被保険者の口座から被扶養者の口座へ**送金**している場合

《提出書類》

通帳の写し、金融機関で振込をした時の控え、現金書留の控え等の「送金人、受取人、送金日、送金額」のすべてを確認できるもの

通帳の写しをご提出いただく際は、仕送りと関係のない部分は黒塗りにしてご提出いただけます。

被保険者が**家賃、学費、水道光熱費**等の支払をしている場合

《提出書類》

支払証明、領収書、クレジットカード明細等の被保険者名義で支払いしていることが確認できる書類

学費の領収書のみ被扶養者名義でも認めています。

クレジットカード明細をご提出いただく場合は、**カード名義人、支払先、支払日、金額**を確認できるようにご用意ください。仕送りと関係のない部分は黒塗りにしてご提出いただけます。

ご注意ください！

- ①被保険者が被扶養者の通帳へ入金し、被扶養者がキャッシュカードで引き出しすることは仕送りとは認められません。
- ②手渡しは仕送りとは認められません。

配偶者・学生の子【以外】の方

提出書類
配偶者・学生の子【以外】の方

提出書類：生活状況申出書

父・母・義父・義母・兄弟姉妹・孫・学生でない子等は、
職業にかかわらず全員提出が必要です。

※「配偶者」「学生の子」に該当する方のみ提出不要です。

こちらの書類は、扶養調査システムに掲載しています。
調査開始後にご用意をお願いいたします。

提出書類：①有効期限の記載がある学生証（両面）

学生証に有効期限の記載がない場合は直近の在学証明書

②収入があり同居の方は「収入確認書類」※P.14以降

収入があり別居の方は「仕送り証明」※P.9と「収入確認書類」※P.14以降

**留学中の方：学生証・在学証明書・入学証明書等の留学していることを
確認できる証明書**

留学の場合は国内居住要件の例外となるため、被扶養者として認められます。

留学中にアルバイト等で収入を得た場合は、その金額よりも多い仕送りが必要となります。

無職無収入の方

提出書類
無職・無収入の方

配偶者・学生の子【以外】の方は「生活状況申出書」のご提出が必要です。※P.10

配偶者・学生の子で無職無収入の方は、扶養追加時にご提出いただいた個人番号にて居住地の役所へ収入の照会をするため、提出書類はありません。

ただし、登録住所の誤り等で役所に収入の照会ができない場合や、照会の結果、収入があることを確認された場合は、提出書類について被保険者様のメールアドレス宛（iBssに登録いただいたメールアドレス）にメールでご連絡いたします。

年金収入がある方

提出書類
年金収入がある方

提出書類：①直近の「年金額改定通知書」または「年金振込通知書」
②配偶者・学生の子【**以外**】の方は「生活状況申出書」※P.10

氏名・金額を確認できる部分をご提出ください。複数に分かれても問題ありません。

- ◆ 年金の通知は原則年 1 回（6 月）、年金事務所より送付されます。
税金・社会保険料を差し引く前の金額を確認し、**扶養の範囲を超える金額の場合は、令和 8 年 4 月 1 日に遡って扶養削除となります。**
- ◆ 年金通知を紛失してしまったときは、お住まいの地域の年金事務所に再発行を依頼してください。

被扶養者資格の要件を有しなくなった事実が判明した場合は、原則、事実の発生日を確定できるときはその日、確定できないときはその事実が判明した日をもって被扶養者の資格を取り消すものとされています。

パート・アルバイト収入がある方

提出書類
パート・アルバイトの方

提出書類：①直近 1 か月分の給与明細（氏名・勤務先・総支給額が記入されているもの）

②配偶者・学生の子【以外】の方は「生活状況申出書」※P.10

総支給額が扶養の範囲内であることを確認しています。

月の収入にばらつきがあり扶養の範囲を超える月がある方は、平均した金額を確認する必要があるため、直近の給与から遡って連続した 3 か月～最長 1 2 か月分をご提出ください。

WEBやアプリの明細の場合は、すべての項目を確認できるようスクリーンショットを取ってください。

複数に分かれても問題ありません。

ご確認ください！

- ◆ 給与明細に氏名や勤務先が記載されていない方・・・P.15
- ◆ WEBやアプリで支給額の確認をしている方・・・P.16
- ◆ 給与明細が発行されない方・・・P.17

令和 7 年 1 月以降に退職した方は、連絡欄に「〇年〇月〇日退職」と記載をお願いします。
給与明細の提出は不要です。

給与明細に氏名・勤務先の記載がない場合

提出書類
パート・アルバイトの方

①～④のいずれかのご提出をお願いします。

①給与支払見込証明

直近の給与から遡って1年分の証明を勤務先で作成・捺印していただき、ご提出ください。勤務先で様式の用意が無い場合は、扶養調査システムに掲載している「給与支払見込証明書」をご利用ください。扶養調査が始まってからご用意ください。

②給与明細 + 直近の雇用契約書

雇用契約書に通勤費等全ての手当が記載されている場合は、雇用契約書のみでもかまいません。1年以上前に交付された契約書や、通勤費等の詳細が確認できない場合は必ず給与明細と併せてご提出ください。

③給与明細 + 直近の源泉徴収票

源泉徴収票には非課税の通勤費が反映されていないため、源泉徴収票のみでは認定できません。給与明細と併せてご提出ください。

④給与明細 + 通帳

通帳の「送金人・受取人・支払日・支払額」を確認できる部分をご提出ください。給与の支払いと関係のない部分は黒塗りにしてご提出いただけます。複数に分かれても問題ありません。給与明細と併せてご提出ください。

WEBやアプリで支給額を確認している場合

提出書類
パート・アルバイトの方

すべての項目を確認できるようスクリーンショットを取ってください。複数に分かれても問題ありません。

氏名や勤務先がWEB・アプリ上で確認できない場合は、①～④のいずれかのご提出をお願いします。

① 給与支払見込証明

直近の給与から遡って1年分の証明を勤務先で作成・捺印していただき、ご提出ください。勤務先で様式の用意が無い場合は、扶養調査システムに掲載している「給与支払見込証明書」をご利用ください。扶養調査が始まってからご用意ください。

② WEB・アプリ明細 + 直近の雇用契約書

雇用契約書に通勤費等全ての手当が記載されている場合は、雇用契約書のみでもかまいません。1年以上前に交付された契約書や、通勤費等の詳細が確認できない場合は必ずWEB・アプリ明細と併せてご提出ください。

③ WEB・アプリ明細 + 直近の源泉徴収票

源泉徴収票には非課税の通勤費が反映されていないため、源泉徴収票のみでは認定できません。WEB・アプリ明細と併せてご提出ください。

④ WEB・アプリ明細 + 通帳

通帳の「送金人・受取人・支払日・支払額」を確認できる部分をご提出ください。給与の支払いと関係のない部分は黒塗りにしてご提出いただけます。複数に分かれても問題ありません。WEB・アプリ明細と併せてご提出ください。

給与明細が発行されない場合

給与支払見込証明書をご提出ください。

直近の給与から遡って1年分の証明を勤務先で作成・捺印していただき、ご提出ください。勤務先で様式の用意が無い場合は、扶養調査システムに掲載している「給与支払見込証明書」をご利用ください。扶養調査が始まってからご用意ください。

▶ タイミーなどの臨時アルバイト・日雇い等の仕事をしている方

給与明細または、**給与支払い見込み証明等**の支給額を確認できる書類を、勤務先に依頼してください。

タイミーの場合で勤務先から給与明細等を交付されないときは、**1か月分の報酬内訳 + 通帳**をご提出ください。

タイミーアプリ内「マイページ」の「これまでの仕事」から報酬内訳を確認できます。すべての項目を確認できるよう1か月分のスクリーンショットをとってください。

通帳の「送金人・受取人・支払日・支払額」を確認できる部分と併せてご提出ください。

▶ UberEats等の請負等の仕事をしている方

請求書 + 通帳写し

請求書等の収入を確認できる書類と、通帳の「送金人・受取人・支払日・支払額」を確認できる部分をご提出ください。

給与の支払いと関係のない部分は黒塗りにしてご提出いただけます。複数に分かれても問題ありません。

自営業・個人事業主・フリーランス等の方

提出書類
その他収入がある方

➤ 確定申告をしている方

提出書類：① 令和7年分確定申告書一式（第一表、第二表、青色申告決算書または収支内訳書）

② 配偶者・学生の子【以外】の方は「生活状況申出書」※P.10

確定申告書を組合にて確認した後に経費の詳細をおたずねする文書を送付することがございます。

➤ 確定申告をしていない方（今年から事業を始めた方、申告不要の金額の方など）

提出書類：① 帳簿の写し

② 配偶者・学生の子【以外】の方は「生活状況申出書」※P.10

事業を始めたばかり等の理由で帳簿の用意ができない方は、請求書等の収入を確認できる書類と経費を確認できる書類をご提出ください。

確定申告書に記載されている経費の中でも、経費として認められない費用があります。
P. 21をご確認ください。

令和7年1月以降に廃業した方は、
廃業届をご提出ください。

雑所得や株の売買による収入がある方

提出書類
その他収入がある方

➤確定申告をしている方

提出書類：①令和7年分確定申告書一式（第一表、第二表、青色申告決算書または収支内訳書）

②配偶者・学生の子【以外】の方は「生活状況申出書」※P.10

確定申告書を組合にて確認した後に経費の詳細をおたずねする文書を送付することができます。

➤確定申告をしていない方

提出書類：①株やその他の理由で得た収入を確認できる書類（取引報告書、請求書、支払証明書など）

②配偶者・学生の子【以外】の方は「生活状況申出書」※P.10

確定申告書に記載されている経費の中でも、経費として認められない費用があります。
P.21をご確認ください。

動画配信サービスやSNS等の収益がある方

提出書類
その他収入がある方

➤確定申告をしている方

提出書類：①令和7年分確定申告書一式（第一表、第二表、青色申告決算書または収支内訳書）

②配偶者・学生の子【以外】の方は「生活状況申出書」※P.10

確定申告書を組合にて確認した後に経費の詳細をおたずねする文書を送付することがございます。

➤確定申告をしていない方

提出書類：①収入を確認できる書類（氏名・金額・取引先名称・支払日が確認できるもの）

②配偶者・学生の子【以外】の方は「生活状況申出書」※P.10

収入確認書類に、氏名・金額・取引先名称・支払日のいずれかの記載がない場合は、通帳の「送金人・受取人・支払日・支払額」を確認できる部分を併せてご提出ください。給与の支払いと関係のない部分は黒塗りにしてご提出いただけます。複数に分かれても問題ありません。

確定申告書に記載されている経費の中で、経費として認められない費用があります。
P. 21をご確認ください。

確定申告をしている方の経費について

その他収入がある方

税法上経費として認められる費用であっても、健康保険の被扶養者の収入確認の際は経費として認められない場合があります。経費の内訳を健保組合にて確認し、**その費用がないと事業が成り立たないもののみを経費として扱います。**

詳細を確認する必要がある方には経費についての照会文を被保険者様のメールアドレス宛（iBssに登録いただいたメールアドレス）にお送りしますので、ご回答をお願いします。

～ 経費として認められないもの ～

旅費交通費、接待交際費、購入年度ではない減価償却費、労働者へ継続して支払っている給与、

自宅を事業所としている方の地代家賃・水道光熱費。

その他、**セーフティ共済や飲食代**等の「その費用がなくても事業が成り立つもの」は経費として認められません。

傷病手当金・出産手当金・雇用保険受給中の方

提出書類
その他収入がある方

日額 3,612 円※以上の方は、受給中は扶養に入ることができません。

※ 60 歳以上の方は、5,000 円以上、配偶者を除く 19 歳以上 23 歳未満の方は 4,167 円以上

➤ 傷病手当金・出産手当金を受給中の方

提出書類：①健康保険組合から交付された「支給決定通知書」

②配偶者・学生の子【以外】の方は「生活状況申出書」※P.10

➤ 雇用保険受給中の方

提出書類：①雇用保険受給資格者証（両面）

②配偶者・学生の子【以外】の方は「生活状況申出書」※P.10